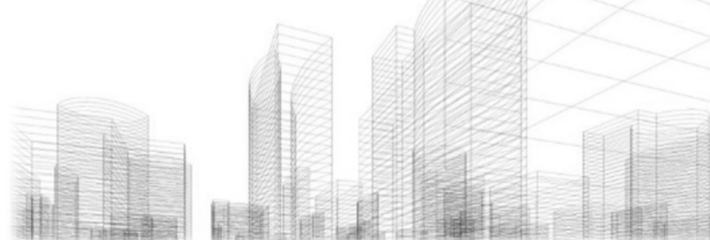


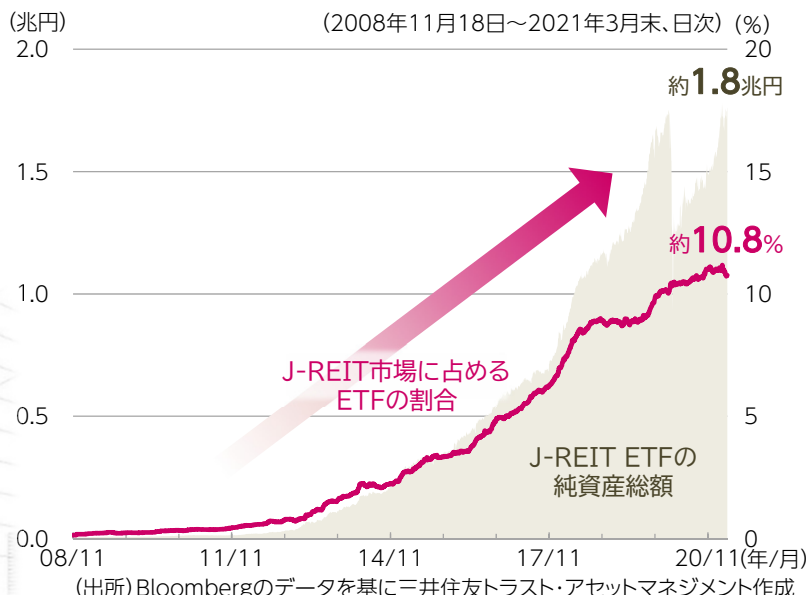
J-REIT市場の1割超はETF

J-REITを投資対象とするETF(株価など指数に連動する運用成果を目指す上場投資信託)は、2008年に2銘柄でスタートし、その後銘柄数の増加とともに成長を続け、2021年3月末には16銘柄、純資産総額は約1.8兆円にまで拡大しました。

J-REITを投資対象とするETFの時価総額は、2016年3月末時点の約0.4兆円から2021年3月末時点の約1.8兆円と、直近5年間で4倍以上になっています。



(図1) J-REIT ETFの純資産総額とJ-REIT市場に占める割合



J-REIT ETFの保有者は「機関投資家」

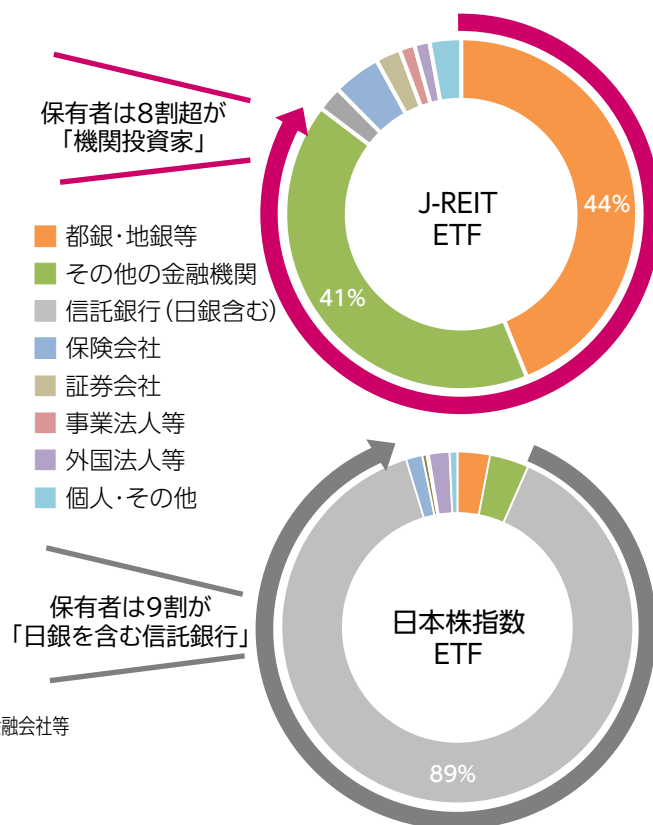
東証の調査によるとJ-REIT ETF*は、都銀・地銀等が約44%、その他の金融機関が約41%と、その8割超が「機関投資家」によって保有されています。

金融機関がJ-REIT ETFを保有する背景には、高い利回りが得られるJ-REITの投資魅力に加え、「ETFは投資信託の一つとして配当収入を本業利益と同等に扱える」といった金融機関の会計上のメリットもあります。国債利回り低下等による収益減を補うことも可能であるため、J-REIT ETFは「機関投資家」の中でも特に地域金融機関に人気があるとされています。

また日本株指数ETFの保有者は、日銀の買い入れにより9割近くが「日銀を含む信託銀行」であるのに対し、J-REIT ETFの保有者は大半が都銀・地銀、その他金融機関等の「機関投資家」であることから、ETFは金融機関の運用ニーズや投資動向を反映している商品とも言えそうです。

(図2) J-REIT ETF*と日本株指数ETFの保有者構成比

(2020年7月末時点)



* 海外REITに投資する4銘柄を含む

※ 都銀・地銀等: 銀行法に規定する国内普通銀行
その他の金融機関: 信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等

信託銀行: 一般社団法人信託協会加盟の信託銀行

保険会社: 保険業法に規定する生命・損害保険会社

証券会社: 金融商品取引法に規定する金融商品取引業者たる証券会社

事業法人等: 上記金融機関および証券会社以外の法人格を有する全ての国内法人

外国法人等: 外国の法律に基づき設立された法人、外国の政府・地方公共団体および

法人格を有しない団体、並びに居住の内外を問わず日本以外の国籍を有する個人

個人・その他: 居住の内外を問わず日本国籍の個人および国内の法人格を有しない団体

※ 構成比は端数処理の関係で100%にならない場合があります。

※ 上記は過去のデータであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



【 ご留意事項 】

- 当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。